

第35回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和2年6月15日

午前10時00分～午前10時44分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	阪口 正明
小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎	鈴木 和幸
望月 信雄	吉田 真利子	齋木 弥	上西 透

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第130号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第133号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 只今より第 35 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、1 番吉田委員さん、2 番齋木委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りいたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

局 長 第 34 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番、5 月 25 日、第 34 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が出席しております。整理番号 2 番、6 月 8 日、利用調整会議及び現地調査が、調整会議は美留和会館で、現地調査を屈斜路、川湯地区で第 3 ブロックの委員さんと事務局で実施しております。続きまして整理番号 3 番、6 月 10 日、現地調査が仁多交流センターで開催されており、第 1 ブロックの委員さんと事務局で実施しております。以上簡単ではございますが会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 81 号「農用地等の利用調整結果について」、1 番吉田委員さんよろしくお願いいたします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。農用地等の利用調整結果について報告いたします。利用調整会議を 6 月 8 日午前 11 時から、美留和会館にて開催いたしました。調整委員は、上西委員、齋木委員、私と事務局です。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇と〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の 3 名です。各候補者よりまず購入希望の聞き取りしたところ、〇〇〇〇は全地購入希望があり、〇〇〇〇氏は購入希望なし、〇〇〇〇氏は希望者がいなければ購入意思があるという状況のため、〇〇〇〇に決定いたしました。尚、金額等について土地の状況など考慮したうえで、調整を行い〇〇〇〇万円となりました。この金額については、希望金額より少額であったため、調整会議後、〇〇〇〇氏に説明を行い同額で了承頂きました。尚、今後について、〇〇〇〇は公社の活用を希望しておりますことを申し添えます。
以上簡単ではございますが、利用調整会議の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。報告第 81 号の報告がございましたが、何かご質問ございますか。

各 委 員 ありません。

議 長 では報告第 81 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 82 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 3 頁をお開き願いたいと思います。報告第 82 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 2 年 6 月 15 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

番号1番の説明をいたします。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、及び〇〇〇〇も2筆、公簿現況地目とも畑、面積は合計で、〇〇〇〇㎡です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和2年6月5日。契約期間は、平成26年2月28日からとなっており、農地法第3条による使用貸借によるものでございます。合意解約された土地につきましては、議案第133号の利用集積計画にて提案してございます。

以上簡単ではございますが報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 はい有難うございました。只今事務局の方から報告がございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員 異議ありません。

議長 異議なし。ということで報告第82号について報告済みといたします。次日程7、議案第130号「農業振興地域整備計画の変更について」日程8、議案第131号「農地法第4条の規定による許可申請について」日程9、議案第132号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局一括説明をお願いいたします。

事務局 資料の4頁をお開きください。議案第130号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和2年6月15日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号1番、区分は用途変更。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。事業主体は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、農業用施設の整備、スタックサイロ、ロール置き場の造成。事業期間は、許可日から令和2年12月31日。所要面積につきましては、記載のとおりですのでご参照願いたいと思います。事業の必要性としまして、経営規模拡大のため飼料の増産が必要となったため。土地選定の理由といたしましては、既存の施設に隣接しており、効率的な利用が可能のため。としてございます。事業費につきましては、自ら全て整地を行うということで、〇〇円となっております。図面につきましては、6頁、配置求積図につきましては、7頁をご参照願いたいと思います。

続きまして2番から4番につきましては、農産物集積場の造成に伴う用途変更でございます。整理番号2番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。事業主体は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容名称につきましては、農産物集積場の造成。事業期間につきましては、許可日から令和2年9月30日。所要面積につきましては資料の記載のとおりとなっております。事業の必要性につきましては、近年農産物の運搬には大型車輛を使用し運搬経費削減及び悪天候時の運搬効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっている。土地選定の理由としては、大型車輛の出入りが容易及び作付圃場の近隣であるため。事業費につきましては、〇〇万円、全て自己資金で行うこととしてございます。ちなみに、この土地の所有者につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の土地となっております。図面につきましては、8頁、配置求積図につきましては、9頁をご参照願いたいと思います。

整理番号3番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。事業主体は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容名称につきましては、農産物集積場の造成。事業期間につきましては、許可日から令和2年9月30日。所要面積につきましては、資料の記載のとおりとなっております。事業の必要性につきましては、近年農産物の運搬には大型車輛を使用し運搬経費削減及び悪天候時の運搬効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっている。土地選定の理由としては、大型車輛の出入りが容易

及び作付圃場の近隣であるため。としてございます。事業費につきましては、〇〇万円、全て自己資金で行うこととしてございます。ちなみに、この土地の所有者につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の共有名義の土地となっております。図面につきましては、10 頁、配置求積図につきましては、11 頁をご参照願いたいと思います。

整理番号4番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇㎡。事業主体は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容名称につきましては、農産物集積場の造成。事業期間につきましては、許可日から令和2年9月30日。所要面積につきましては、資料の記載のとおりとなっております。事業の必要性につきましては、近年農産物の運搬には大型車輛を使用し運搬経費削減及び悪天候時の運搬効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっている。土地選定の理由としては、大型車輛の出入りが容易及び作付圃場の近隣であるため。としてございます。事業費につきましては、〇〇円、全て自己資金で行うこととしてございます。ちなみに、この土地の所有者につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地につきまして、同住所であります、〇〇〇〇氏名義の土地となっております。図面につきましては、12 頁、配置求積図につきましては、13 頁をご参照願いたいと思います。

この農振の変更につきましては、1 番4 番につきましては、農地法第4 条、2 番3 番につきましては、農地法第5 条の許可申請が合わせてありましたので引き続き説明をさせていただきます。14 頁をお開き願いたいと思います。

議案第131 号「農地法第4 条の規定による許可申請について」農地法第4 条の規定による、農地の転用の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和2 年6 月15 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

議案の内容ですが申請番号1 番2 番については、先ほど説明したとおりですので割愛をさせていただきます。15 頁16 頁の意見書案の説明をさせていただきます。

15 頁は〇〇〇〇氏の意見書4 条案です。申請者は〇〇〇〇氏。転用目的は、スタックサイロ、ロール置き場の造成となっております。完了が令和2 年12 月31 日までの造成完了を目指してその後永久転用としてございます。面積は、〇〇〇〇㎡。申請地ですが、弟子屈町役場から北北西方向へ〇kmに位置する農地で一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である。としてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請は規模拡大を図るため、農業用施設整備、スタックサイロ等の造成をするものである。現有施設も隣接しており、効率的な利用が可能な場所である。また、当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる。としてございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等確認し問題ないと判断してございます。

16 頁をお開き願います。〇〇〇〇氏の農産物集積場の造成、4 条の意見書案でございます。面積は、〇〇〇〇㎡、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇kmに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である。としてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することからも、転用はやむを得ないものと思われる。としてございます。資力及び信用も問題なしとしてございます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、字〇〇〇〇については〇〇〇〇氏の所有地でございます。〇〇〇〇氏から同意書を貰いまして、実施体の〇〇〇〇氏が行うということで、4 条申請ということで提案してございます。以下内容につきましては精査して問題ないとしてございます。

17 頁をお開き願います。議案第132 号「農地法第5 条の規定による許可申請について」農地法第5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和2 年6 月15 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

議案第130 号で説明いたしました2 番3 番の申請ですので説明を割愛し、18 頁の意見書案の説明とさせていただきます。

貸主、〇〇〇〇氏、事業主体借主は、〇〇〇〇氏。面積は、〇〇〇〇㎡、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇kmに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である。としてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集

積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することからも、転用はやむを得ないものと思われる。としてございます。資力及び信用も問題なしとしてございます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ている状況でございます。

続きまして 19 頁をお開き願いたいと思います。この申請につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏共同名義の土地を、〇〇〇〇氏が農産物集積場を造成するための申請となっております。当該事項とした判断理由といたしましては、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇kmに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため農用区域内農地からの用途変更の手続き中である。としてございます。以下は先ほどの説明と同文ですので割愛させていただきます。また転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ています。以上これで全権の説明を終わります。農地法 4 条、5 条につきましては、北海道農業会議へ見聴取を要しまして、北海道へ進達するものいたします。議案第 130 号 131 号 132 号についての説明いたします。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第 130 号 131 号 132 号について一括にて、11 番上西委員さんよろしくをお願いいたします。

上 西 委 員 11 番上西です。現地調査は 6 月 8 日に、齋木委員、吉田委員、渡辺委員、私と事務局で実施しております。整理番号 1 については、〇〇〇〇氏がスタックサイロ造成に伴うものであります。今ある施設に隣接しており、営農の効率化を図れることから問題なしとしております。整理番号 2 番から 4 番については、いづれも農産物集積場の造成のための申請です。運搬の効率化を図る場所に設置されていることも確認しており問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたします。

議 長 はい、有難うございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 130 号整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 130 号を決定とさせていただきます。次議案第 131 号申請番号 1 番 2 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 131 号を決定とさせていただきます。次議案第 132 号申請番号 1 番 2 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 132 号を決定とさせていただきます。次日程 10、議案第 133 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは総会資料 20 頁をお開き願いたいと思います。議案第 133 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 6 月 15 日提出。弟子屈町農業委員会長。

今回の所有権移転と利用権設定の申請でございます。所有権移転から説明いたします。

整理番号 1 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の 2 筆。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。売買価格は、〇〇〇〇円。引渡時期、対価の支払日としてございます。図面につきましては 24 頁参照願いたいと思います。

整理番号 2 番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 6 筆の計 7 筆。公簿現況地目とも畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡。譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 号、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏、譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。これは保有合理化事業の売渡の案件となっております。利用目的は、牧草畑。金額は〇〇〇〇円。引渡時期、対価の支払日としてございます。図面につきましては 25 頁参照願いたいと思います。

ここからは利用権設定となります。

整理番号 3 番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 6 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年 9 か月間としてございます。図面につきましては、26 頁参照願いたいと思います。

整理番号 4 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆計 5 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 6 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日の 2 年 9 か月間としてございます。図面につきましては 27 頁参照願いたいと思います。

整理番号 5 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 8 か月間としてございます。図面につきましては、28 頁参照願いたいと思います。

整理番号 6 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆計 5 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 8 か月間としてございます。図面につきましては、29 頁参照願いたいと思います。

整理番号 7 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 13 筆計 14 筆。公簿地目は、畑、牧場原野、現況地目は全て畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃は、使用貸借。利用期間は、令和 2 年 6 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年 9 か月間としてございます。図面につきましては、30 頁参照願いたいと思います。

整理番号 8 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 8 か月間としてございます。図面につきましては、31 頁参照願いたいと思います。

整理番号 9 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和 2 年 6 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 9 か月間としてございます。図面につきましては、32 頁参照願いたいと思います。

整理番号 10 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇

m²。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃、〇〇〇〇円。利用期間、令和2年6月15日から令和5年3月31日までの2年9か月間としてございます。図面につきましては、33頁参照願いたいと思います。

整理番号11番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇m²。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃、〇〇〇〇。利用期間、令和2年6月15日から令和12年3月31日までの9年9か月間としてございます。

整理番号12番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆。公簿現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇m²。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃、〇〇〇〇。利用期間、令和2年6月15日から令和12年3月31日までの9年9か月間としてございます。11番12番の図面につきましては、34頁参照願いたいと思います。

最終頁に調査書を添付してございます。全て許可相当を確認してございます。

以上簡単ではございますが、議案第133号の説明といたします。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番2番は省略いたします。3番について、5番元山委員さんよろしくをお願いいたします。

元山委員 5番元山です。整理番号3の現地調査は先月の5月14日に事前に、塩沢会長、江上委員、私と事務局で実施しております。この農地は以前、〇〇〇〇氏が利用していた農地を今回〇〇〇〇が利用することになりました。申請地は今まで草地利用され肥培管理されていた農地であり、〇〇〇〇についても、安定した営農しており問題はないと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。次整理番号4番について、4番江上委員さん報告をお願いいたします。

江上委員 4番江上です。整理番号4番の現地調査は先月の5月14日に事前に、塩沢会長、私と事務局で実施しております。この農地は5月総会で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇が合意解約した農地を、〇〇〇〇さんが利用することとしております。申請地は今まで利用され肥培管理されておりおりますし、〇〇〇〇さんにつきましては、安定した営農を行っておりますので問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。次整理番号5番6番7番8番9番10番については、継続ですので省略いたします。次整理番号11番12番について、2番齋木委員さんお願いします。

齋木委員 2番齋木です。整理番号11番12番の現地調査を6月8日に、上西委員、吉田委員、渡辺委員、私と事務局で実施いたしました。この申請は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏がそれぞれ所有地を自作していましたが、お互いの農地を交換して利用することで、農地の集団化と効率化を図れるとのことで問題ないと判断しました。また、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏においては、安定的な営農をしていることから、問題なしとし

ております。以上、簡単ではございますが、現地報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。整理番号 4 番につきましては、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号 4 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なし。ということで整理番号 4 番について決定いたします。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号 9 番 10 番について、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号 9 番 10 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なし。ということで整理番号 9 番 10 番を決定とさせていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号 1 番 2 番 3 番 5 番 6 番 7 番 8 番 11 番 12 番について、何かございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第 133 号を決定とさせていただきます。日程 1 から日程 10 まで

それぞれ決定いたしました。これにて第 35 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前 10 時 44 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 吉 田 真利子

議事録署名委員 齋 木 弥